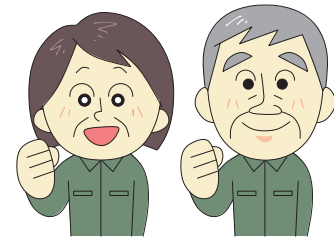


八千代市高年齢者等雇用促進奨励金(下期) 交付申請手続きのお知らせ



八千代市では、公共職業安定所(ハローワーク)の職業紹介で、市内に住所を有する高年齢者か、心身障害者を常用労働者として新たに雇用した市内事業者に対して、「高年齢者等雇用促進奨励金」を交付しています。雇用した月の翌月から12ヶ月を限度に、1月あたり高年齢者は1万円、心身障害者は1万5,000円です。奨励金の交付は上期と下期の2回に分けて交付します。該当する場合は、交付申請手続きが必要になりますので、2月28日(金)までに商工観光課までご連絡下さい。なお、交付要件の詳細につきましては、市ホームページをご覧ください。か、商工観光課までお問い合わせ下さい。

対象となる事業主(①～③の条件をすべて満たしていること)

- ①市内に事業所を有すること
- ②市税を完納していること
- ③公共職業安定所の紹介により、市内に住所を有する高年齢者(60歳以上)や心身障害者を常用労働者として、令和元年7月1日から12月31日の期間中に新たに雇用したこと。

※常用労働者・・・「期間を定めず」または「12ヶ月以上の期間を定めて」雇用され、かつ労働時間が1週間につき30時間以上あること。

【問合せ】八千代市商工観光課 ☎047-483-1151